

ワクチンの接種間隔の規定が変わりました

Q：ワクチンの接種間隔が変わると聞いたのですが。

A：厚生労働省はこれまで、異なる種類のワクチンを接種する場合、一定の日数を空ける接種間隔を規定していましたが、海外の状況やエビデンスを検討した結果、2020年10月1日から改正後の定期接種実施要領が適用され、注射生ワクチン同士を接種する場合以外は、接種間隔の制限が撤廃されることとなりました。

厚生労働省はこれまで、異なる種類のワクチンを接種する場合、一定の日数を空ける接種間隔を規定していましたが、今回この規定を見直し、注射生ワクチン同士を接種する場合以外は、接種間隔の制限を撤廃することが決まり、2020年10月1日から適用となりました。

以前の定期接種実施要領では、異なるワクチンの接種間隔について、生ワクチンの場合は接種後27日以上、不活化ワクチンについては接種後6日以上の間隔をおくこととされていましたが、2020年1月27日に開催された第37回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において海外の状況やエビデンスを検討した結果、注射生ワクチン同士を接種する場合以外のワクチンの接種間隔規定を撤廃することが了承されました。これにより接種機会の多い乳幼児のスケジュールが組みやすくなることが予想されます。

2020年10月1日に改正後の定期接種実施要領が適用され、ワクチン添付文書の改訂も行われました。改正後の接種間隔のイメージは表1となります。なお、季節性インフルエンザワクチンについては別途対応を検討する予定となっています。

【参考資料】

1) 厚生労働省ホームページ「予防接種の接種間隔に関する検討」

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

表1

